

2004年度  
民事執行・保全法講義  
秋学期 第6回

関西大学法学部教授  
栗田 隆

# 目 次

---

- 執行競合・配当要求
- 満足手続
- 配当異議訴訟

# 他の債権者の参加

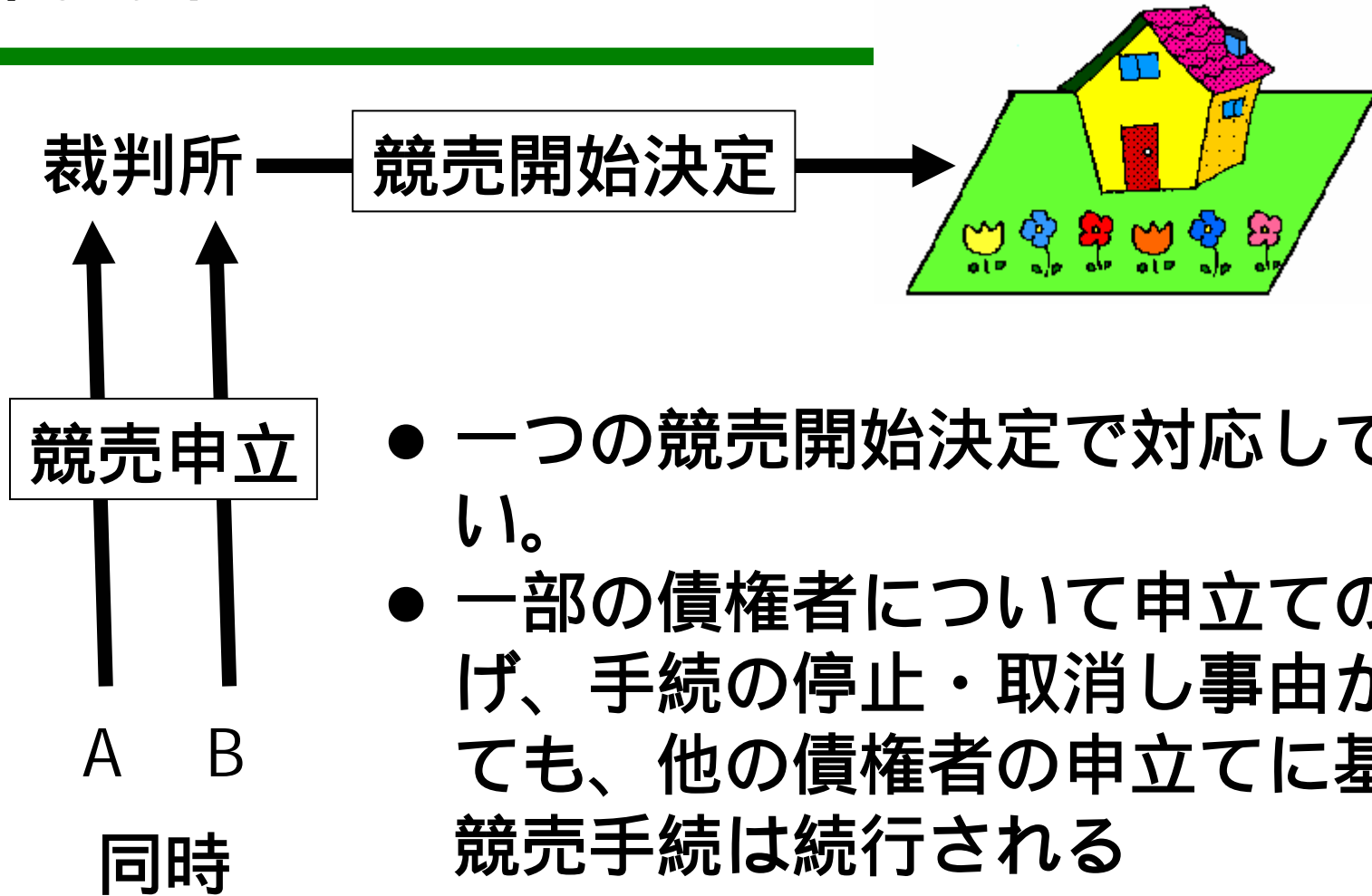
---

- **二重開始決定**      先行差押えが執行申立ての取下げ等により効力を失う場合に備えて自らも競売申立てをするもの。
- **配当要求**      売却代金の分配を要求するにすぎないもの。

# 公法上の債権（租税債権等）を有する者の参加

- 配当要求に相当する交付要求の制度が国税徴収法82条・22条5項により設けられている。
- 民事執行と滞納処分が競合した場合について、滞調法による調整がある。

# 同時申立



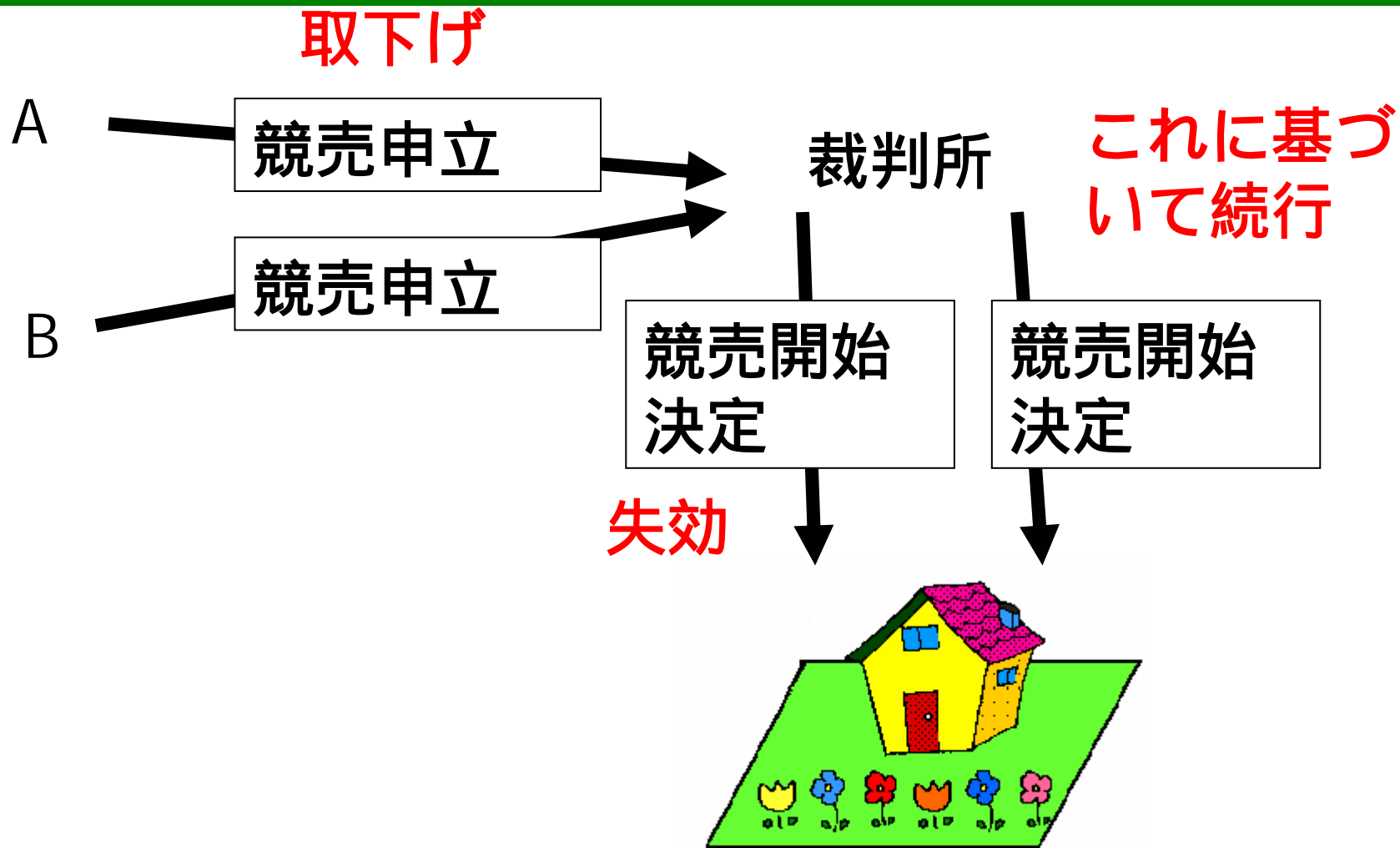
- 一つの競売開始決定で対応してもよい。
- 一部の債権者について申立ての取下げ、手続の停止・取消し事由があっても、他の債権者の申立てに基づき競売手続は続行される

## 二重開始決定（47条）

---

- 競売開始決定のあった不動産について、買受人の代金納付前に、同一人を執行債務者として競売申立てが更になされた場合、執行裁判所は二重に競売開始決定をする（47条1項）。

# 二重開始決定（47条） 続



# 要件

---

- 後発の競売申立ては、先行の申立人とは異なる者によりなされるのが通常であるが、別の債務名義・担保権に基づいて同一人からなされることもある。
- 執行債務者は同一でなければならない。



# 後発の開始決定の性質

- 後発の開始決定も一般の開始決定と同性質のものであり、形式・手続・不服申立て等について同じ規律に服し、執行債務者に送達される。
- 後発の差押債権者は配当に加えられ、先行する差押債権者の利益に影響を及ぼすので、配当要求と同様に、この者に通知される（規25条）。

# 先行差押えに基づく手続が消滅する場合（47条2項・3項）

- 先発の競売申立ての取下げ・競売手続の取消しがあったときは、後発の競売開始決定に基づき当然に競売手続が続行される（47条2項）。
- 手続経済のために、従前の手続結果（現況調査、評価、物件明細書）が可能な限り流用される。

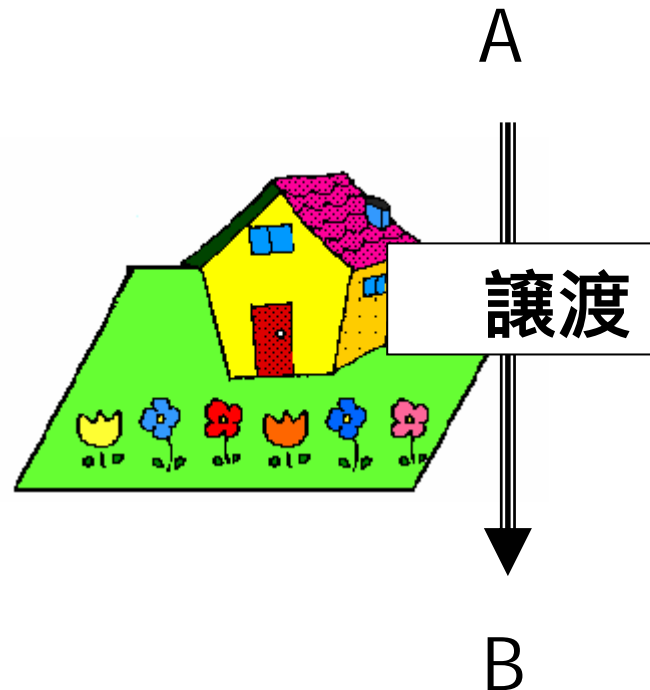
# 先行差押えに基づく手続が停止される場合 (47条4項・5項)

- 先行差押えに基づく手続が一時的に停止されるにすぎない場合には、後発差押債権者の申立てに基づき手続を続行することが次の要件の下で認められている。
  1. 先行差押えを基準とする売却条件と後発差押えを基準とする売却条件とが同じであること（47条4項但書）
  2. 後発の差押債権者が先発の配当要求の終期までになされたこと（47条4項本文カッコ書き。但し、52条に注意）

# 被差押え不動産が譲渡された場合

Aの債権者の申立に基づく競売開始決定

Bの債権者の申立に基づく競売開始決定



# 配当要求

- 差押債権者以外の債権者も、一定の要件の下で、不動産の代金から平等な満足を要求することができる。この要求を配当要求という。
- 民法147条2号の差押えに準ずるものとして、時効中断の効力を有する（最高判平成11年4月27日）。

# 資 格

---

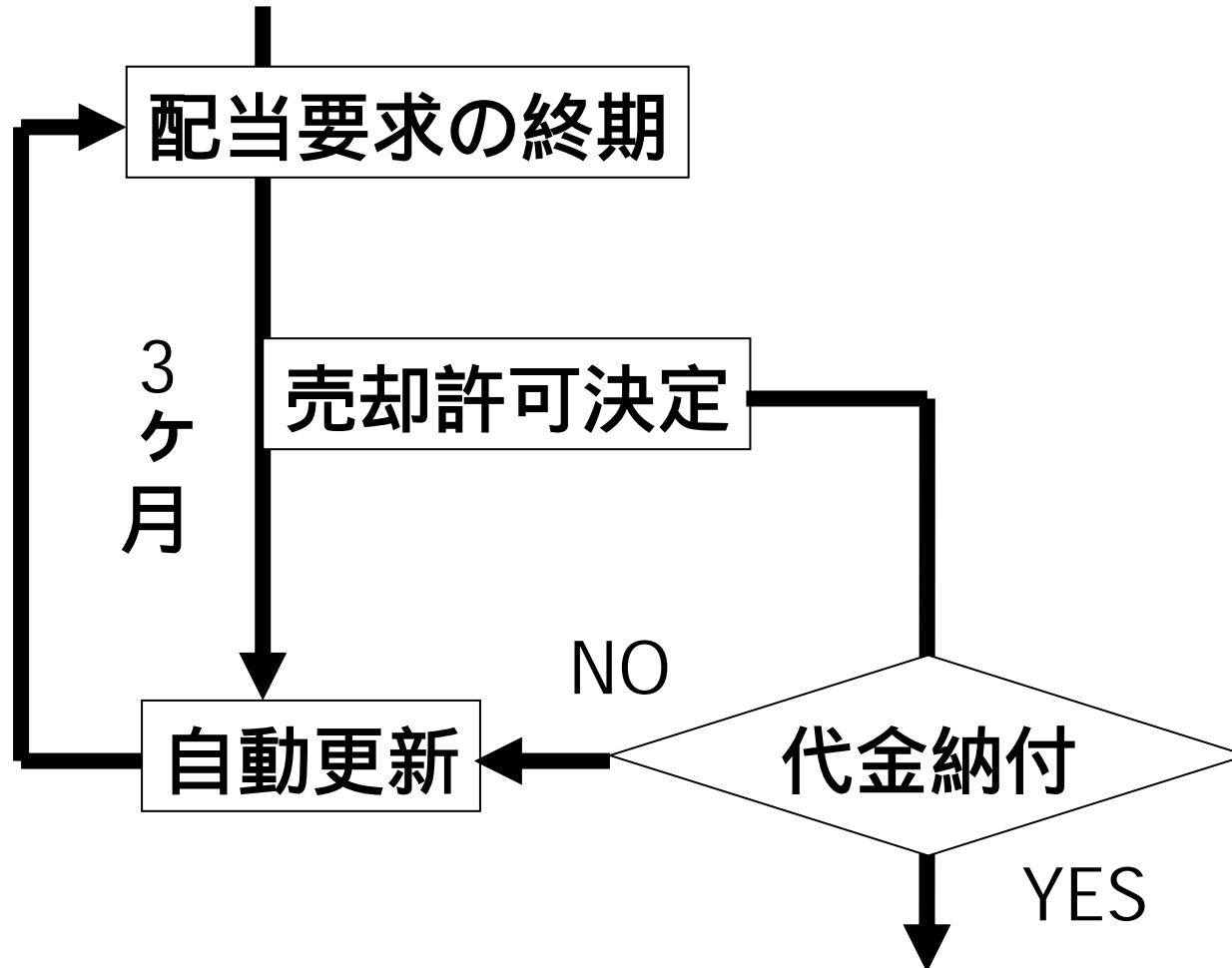
- 虚偽債権者による配当要求を防ぐために、次の者に限定されている（51条1項）。
  1. 執行正本を有する債権者
  2. 差押えの登記に後れて登記された仮差押債権者
  3. 文書により先取特権を証明した債権者

# 配当要求の終期

---

- 配当要求は、配当要求の終期までになされる必要があり、それより後になされても配当は与えられない（[87条](#)2項）。
- 一般債権者の配当要求についてのみならず、租税債権者等の交付要求にも適用がある。

# 配当要求の終期の決定（49条1項）と自動更新（52条）





# 配当要求の手続

- 配当要求書 債権の原因・額を記載する
- 配当要求資格を示す文書（[51条](#)1項の文書）
- 不適法な配当要求で補正がないもの又は補正不能なものは、却下される。
- 却下決定に対し、配当要求者は執行抗告ができる（[51条](#)2項）。

## 満足手続(配当等) ( 84条3項 )

- 弁済金交付 満足を受ける債権者が一人である場合、または複数であるが売却代金で各債権者の債権および執行費用の全部を弁済できる場合 ( 84条2項 )。
- 配当 その他の場合には、債権者相互間で利害の対立が生ずるので、その解決のために配当という慎重な手続が行われる ( 84条1項 )。

# 配当等の原資（86条）

- 売却代金（86条1項） 配当等にあてられる金銭
  1. 買受人が納付する「不動産の代金」（78条2項により代金に充当される保証金等を含む）。
  2. もし存在すれば、代金不納付により没収された保証金や、剰余保証があった場合の申出額と代金額との差額（86条1項3号・2号）。

# 一括売却の場合の代金割付け（86条2項）

- 一括売却された複数の不動産の間で満足を受け  
る債権者またはその順位が異なる場合には、各  
不動産ごとに売却代金を定めることが必要とな  
る。
- 各不動産ごとの最低売却価額に応じて比例配分  
する方法による（86条2項）。

# 例 一 担保競売の場合を想定して

	第 1 順位抵当権者	第 2 順位抵当権者
土地	A : 1000万円	B : 2000万円
土地	B : 2000万円	A : 1000万円

売却代金から手数料費用を控除した配当原資が2000万円であるとする。

**Case1** 両土地の最低売却価額が共に800万円であるとする、両土地に1000万円が割り付けられ。Aは、1000万円、Bは1000万円の配当を受ける。

# 続

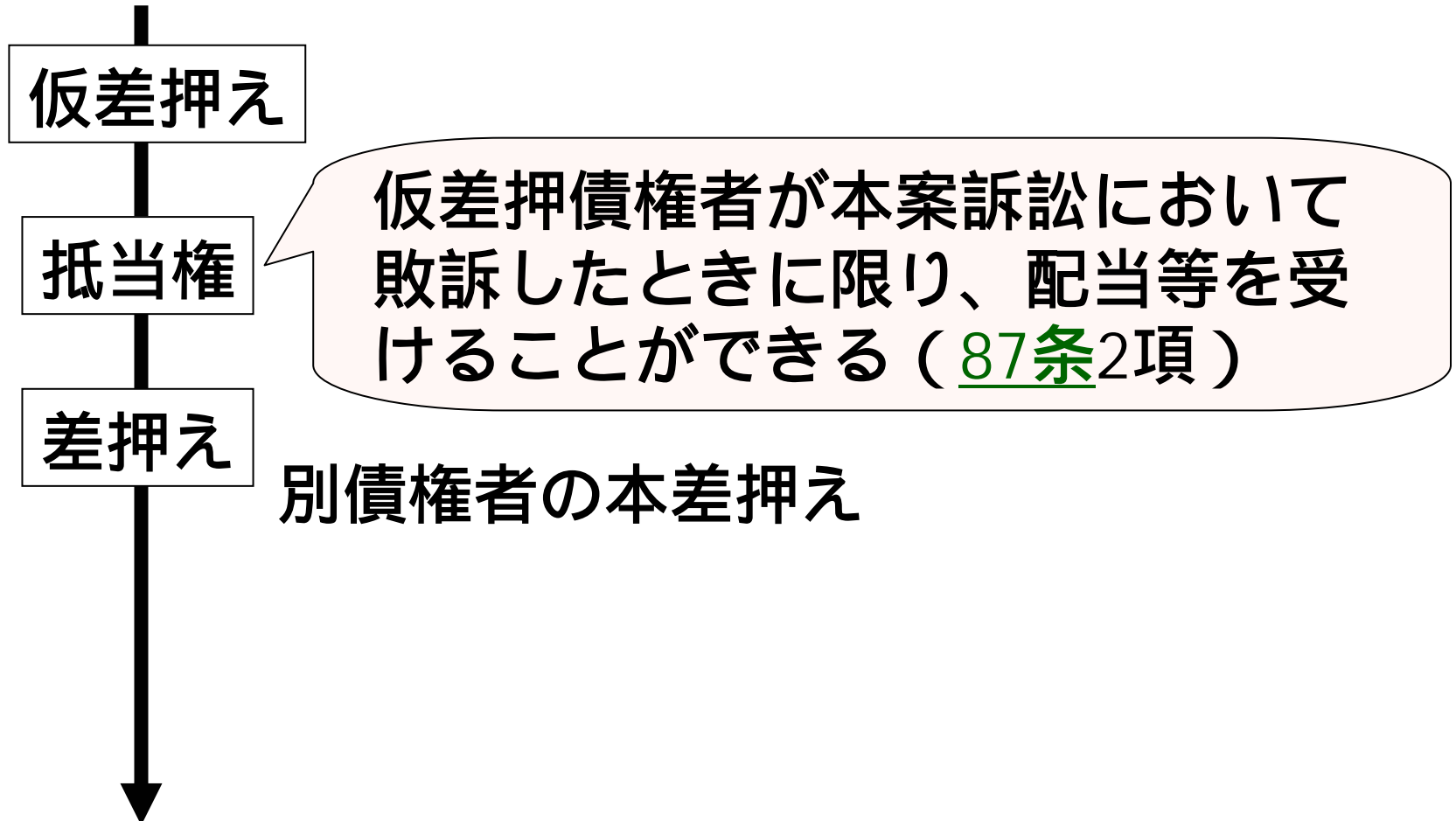
**Case2** 土地 の最低売却価額が400万円、土地の最低売却価額が1200万円の場合であるとする、Aの配当額は500万円、Bの配当額は1500万円となる

	割当額	第1順位	第2順位
土地	500万円	A : 1000万円	B : 2000万円
土地	1500万円	B : 2000万円	A : 1000万円

# 満足を受ける債権者の範囲（87条）

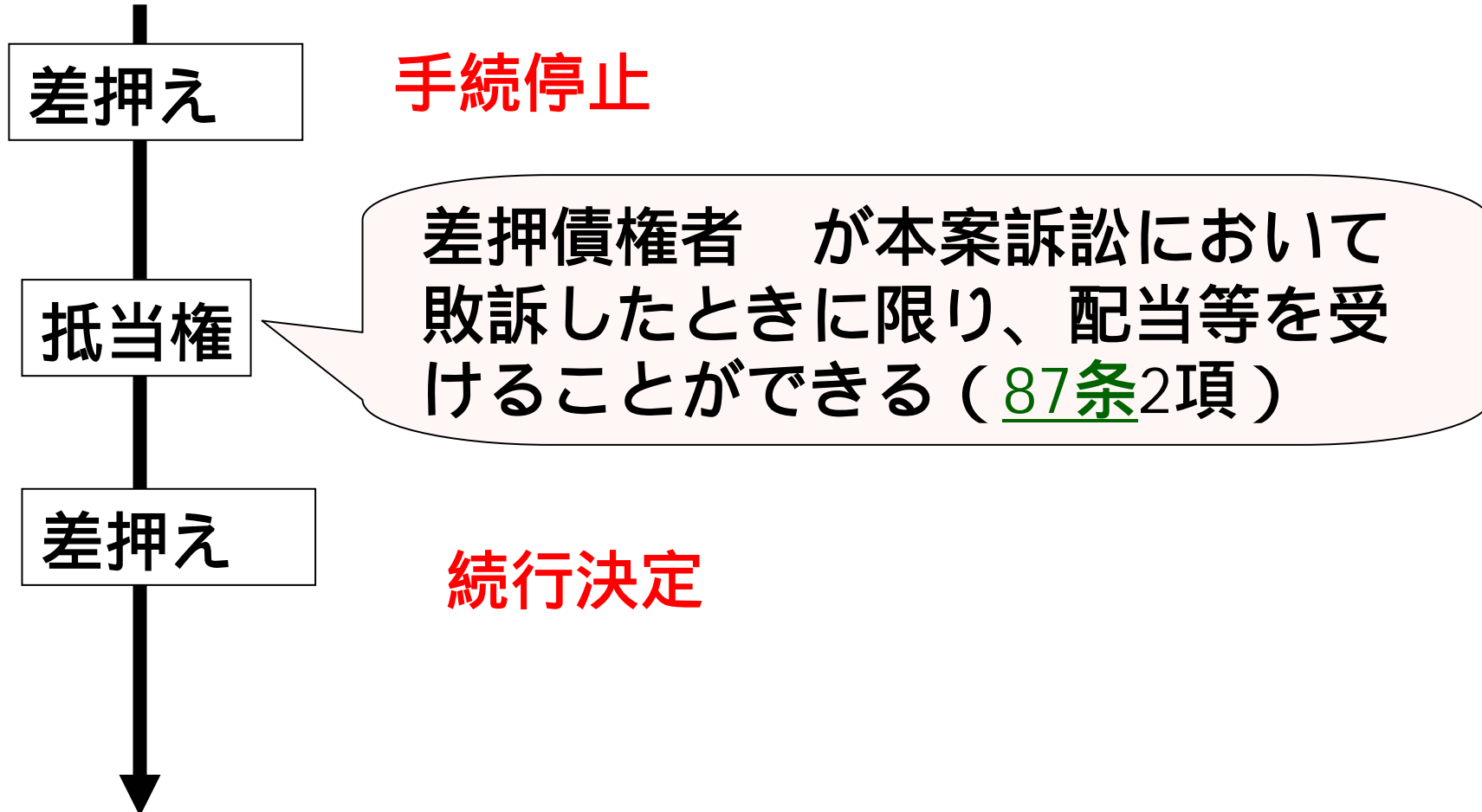
1. 差押債権者 配当要求の終期までに競売申立てをした一般債権者または一般の先取特権者。競売申立てをした抵当権者は4号。
2. 配当要求の終期までに配当要求をした債権者
3. 最初の差押えの登記前に登記された仮差押債権者
4. 最初の差押えの登記前に登記された担保権（特別の先取特権者、質権者、抵当権者）で、売却により消滅するものを有する債権者

# 仮差押えの登記に後れる中間担保権（87条2項）





# 二重開始決定の場合の中間担保権（87条3項）



# 被担保債権が期限付き、条件付の場合

- 担保物権の性格（交換価値の優先的把握）を考慮して、
  1. 確定期限付債権 配当期日または弁済金交付の日に弁済期が到来したものとみなし、利息付債権はその翌日以降の利息を除外し、無利息債権は中間利息を控除して配当等を行う（88条）。
  2. 不確定期限付債権・停止条件付債権 供託する（91条1項1号）
  3. 解除条件付債権 配当等を行う

# 満足手続

- **弁済金交付** 満足を受ける債権者が一人である場合、または複数であるが売却代金で各債権者の債権および執行費用の全部を弁済できる場合に行われる簡易な手続が取られる（84条2項）。
- **配当** その他の場合には、債権者相互間で利害の対立が生ずるので、その解決のために配当という慎重な手続が行われる（84条1項）。

# 配当等の準備のための手続

- 執行裁判所は、代金納付後、配当期日または弁済金交付期日を指定する。
- 裁判所書記官がそれを各債権者・債務者に通知し、かつ、配当表等の原案の作成資料にするために計算書を1週間以内に提出することを各債権者に催告する（[規則59条](#)・60条・3条）。1週間の提出期限後に提出された計算書も配当表の作成の際に斟酌される。

# 弁済金交付手続

- 執行裁判所は、各債権者が提出した計算書その他の執行記録に基づき、売却代金交付計算書を作成し、弁済金を債権者に交付し、剰余金があれば債務者に交付する。
- 債務者は、差し押さえ当時の執行債務者 = 所有者であり、その後に債務者の処分行為により所有権を取得した者ではない。

# 配当手続

- 配当期日においては、執行裁判所は予め準備した配当表原案を提示し、出席した関係人を審尋し、その期日において直ちに取り調べることのできる証拠書類を取調べ、配当表を作成する（85条1項）。
- 執行正本のある債権については、そこに表示された債権額の範囲では債権者の主張をそのまま認めなければならない。

# 配当表の自己拘束力

配当表原案の提示

自己拘束力なし

異議の陳述を考慮して変更することができる。

配当表の作成

自己拘束力あり

配当異議と異議の訴えによらなければ  
変更できない

# 配当表の記載内容（85条4項）

- 配当原資たる売却代金の額
- 各債権者の
  1. 債権元本・利息その他の附帯債権額・執行費用額
  2. 配当順位および配当額



# 配当順位

- 実体法の定めるところにしたがう。
  1. 後順位債権は先順位債権が全額の満足を得た後でのみ配当を与えられ、
  2. 同順位債権者間では債権額に応じて配当を与えられる。
- 但し、配当期日にすべての債権者が出頭して全債権者間に合意が成立した場合には、その合意に従う。

# 二重配当表

---

- 想定される複数の場合にそなえて配当額を多重的に計算して作成される配当表
- 一つの配当表に配当額を多重的に掲記しても、別個の配当表を作成してもよい。

# 例

手続費用を控除した配当原資が800万円とする

	債権額	A 勝訴時の 配当額（本 配当表）	A 敗訴時の 配当額（予 備配当表）
一般債権者 A ・ 執行停止	400万円	200万円	0円
抵当権者 B	600万円	0円	600万円
一般債権者 C ・ 続行決定	1200万円	600万円	200万円

# 配当の実施

- 執行裁判所は、配当表に従って配当額を債権者に支払う。
- 91条所定の事由がある場合には、配当額を供託する。
- 留保供託（91条1項） 配当額を支払うべきか否か未確定であるためになされる供託。
- 不出頭供託（91条2項） 債権者が受領のために出頭しないことを理由になされる供託であり、弁済供託（民494条）の性質をもつ。

# 留保供託された配当金の行方

---

- 配当を実施すべきことが確定すれば、債権者にその配当額が支払われる。
- 実施すべきでないことが確定すれば、他の債権者のために追加配当を行うことになる。

# 続

- 追加配当の原資が
  1. 一部の債権者の提起した配当異議訴訟の成果である場合には、追加配当はその債権者のためにのみなされる
  2. その他の場合（91条1項1号ないし6号の場合、7号の内で債務者が配当異議の訴えを提起して勝訴した場合）には、債権者全員のために追加配当がなされる（92条2項）。

# 不出頭供託

- 配当等は、受領資格者が執行裁判所に出頭して受け取るべきものである。
- 債権者が配当等の受領のために執行裁判所に出頭しなかった場合には、その債権者に対する配当等の額に相当する金銭を供託する(弁済供託)。
- 執行裁判所の所在地を管轄する法務局に供託する。
- 各債権者ごとに供託して、通知する(民495条)。

# 配当の効果

- 全額配当の場合 債権者が二重執行により不当な利益を得ることがないようにするために、執行正本は執行記録に編綴したままとし、債権者には返還しない。しかし、債務者の求めがあれば彼に交付する（規則62条）。
- その他の場合 債権者は、残額の満足を得るために裁判所書記官に執行正本の交付を求めることができる。その債権者が一部の満足を受けた場合には、裁判所書記官は、その満足額を記載して交付する。



# 配当異議訴訟（90条）

- 配当異議認容判決は、当初の配当表につきその変更ないし取消を宣言する形成判決である。
- 形成原因は、配当表に記載された被告の債権に対する配当額が原告との関係において実体法・手続法に従いあるべき配当状態に一致しないことであり、その旨の主張が訴訟物となる

# 管轄

---

- 訴額にかかわらず、執行裁判所の管轄に専属する（90条2項・19条）。

# 当事者

---

- 原告適格を有するのは、配当異議の申出をした債権者・債務者である。
- 被告適格を有するのは、配当異議の申出において原告への配当額を増額させるため配当額を減額されるべきものとされた債権者である。

## 起訴期間（90条6項）

- 配当異議の提訴が配当期日から1週間以内に執行裁判所に証明されないと、配当異議の申出は取り下げられたものと擬制される。
- それを過ぎて提起された訴えは、訴えの利益を欠き、却下される。

# 原告の欠席

---

- 第一審の最初の口頭弁論期日に原告が欠席した場合には、欠席の原因が彼の責めに帰せられない場合を除き、訴えは却下される（90条3項）。
- 民訴158条の適用を排除する旨の特則である。

# 共同訴訟

---

- 同一債権者への配当額の減額を主張する複数の異議者が共同原告となった場合でも、各原告は自己の利益のために被告への配当額を争っているだけであり、個別相対的な解決で足りるので、必要的共同訴訟ではない。
- 被告が複数の場合も同じである。

# 請求認容判決の内容

- 執行裁判所の作成した配当表に代わる配当表の内容を主文において具体的に示すこと（配当表の変更）。判決がそのまま配当表になるわけではなく、執行裁判所が判決内容に従い配当表を更正することが必要である。
- 執行裁判所に新たな配当表を調製させるために配当表を取り消すこと

# 被告から取り上げた利益の配分先

- **拡大的処理ないし絶対的処理** 原告が債務者の場合には、係争配当額は、さらに配当を受ける他の債権者がいれば、その債権者にまず分配され、剰余があれば債務者に交付される（92条2項）。
- **相対的処理** 原告が債権者のみの場合には、原告・被告間で配当利益の帰属を変更すれば足り、原告債権者に全額の満足を与えてなお剰余がある場合でも、それを他の債権者あるいは債務者に与えるべきではない（92条2項の反対解釈）。



# 確定判決の効力

- 判決の効力は、当事者間でのみ生じ、本案判決が確定すると、当初の配当表に記載された配当額と原告との関係において法的に正当な配当状態との不一致（配当表の変更・取消の原因）の存否の判断について既判力が生ずる。
- 請求認容判決により当初の配当表は該当部分について効力を失う。
- 請求が認容されなかった場合には、係争配当額につき、当初の配当表どおりに配当を実施する。

# 新配当表の調製

- 当初の配当表が取り消された場合には、執行裁判所は新たに配当期日を指定し、認容された配当異議に係りのある債権者および債務者を呼び出し、新配当表を作成する（配当表の変更の場合（判決主文で新配当表の内容が示されている場合）にはこの手続がない）。

# 配当異議と不当利得返還請求

---

- 実体関係に合致しない不当な配当がなされた場合に、それにより不利益を受けた債権者は、利益を受けた債権者に対して不当利得返還請求をなすうるかについては、見解が分れている。

# 判例

- 一般債権者についてはこれを否定する（最判平成10年3月26日）
- 売却により消滅することになる担保権については、配当手続における債権者の態度いかにかわらず、これを肯定する方向にある（最判平成3年3月22日民集45巻3号322頁）。